

新型コロナウイルスをめぐる インドネシアの最新状況

令和2年12月2日

在インドネシア日本国大使館

ジャカルタジャパンクラブ

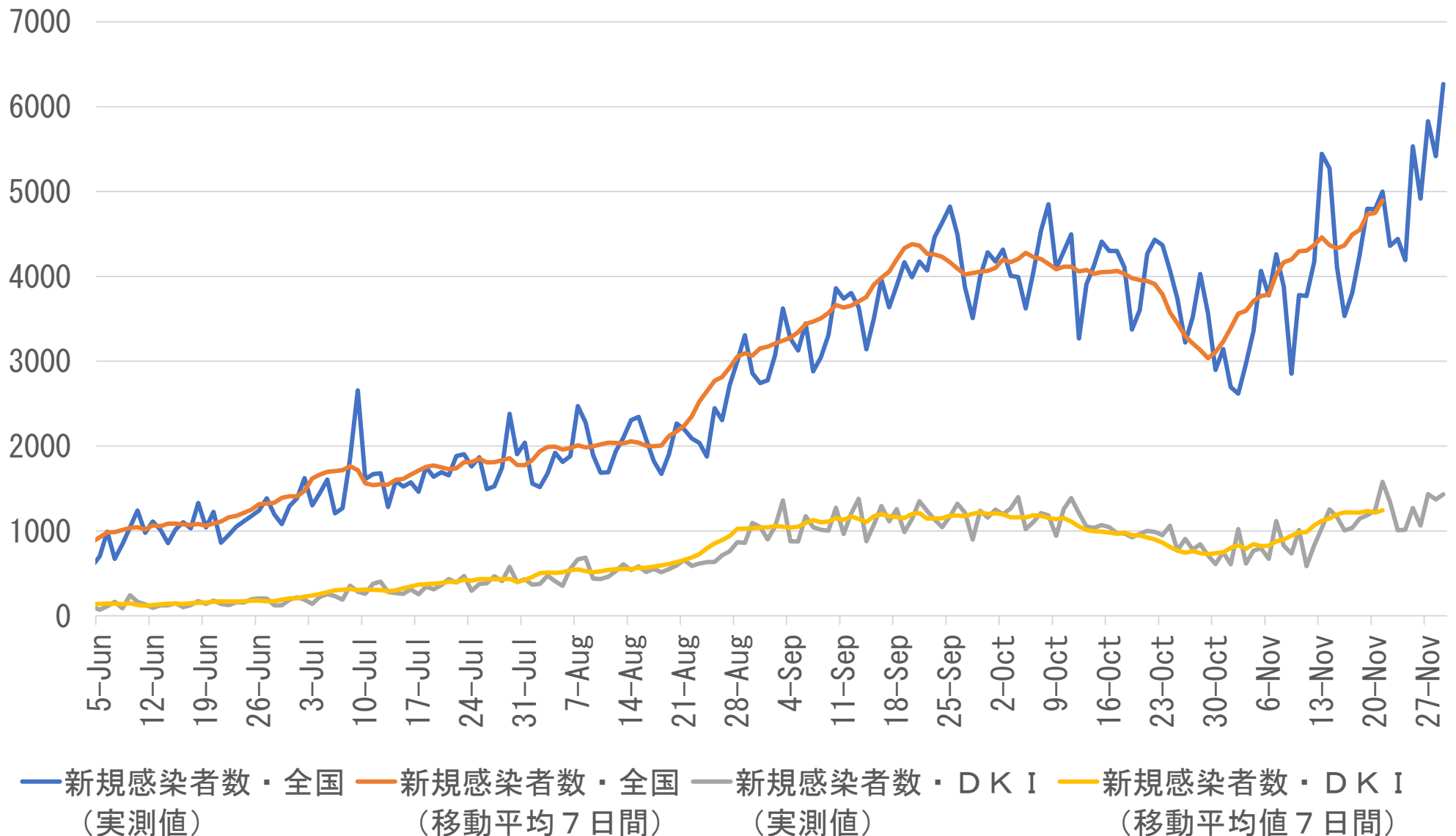
1. 冒頭挨拶
2. インドネシアの感染状況
3. インドネシア政府の対応
 - (1) 入国管理
 - (2) 大規模社会制限
4. ジャカルタ首都圏の治安状況
5. インドネシアの医療状況・感染予防のポイント
6. 対面授業再開に向けた動き

2. インドネシアの感染状況①

- 11月30日時点で累計感染者数538,883人、死者数16,945人、快復者数450,518人（インドネシア政府発表）。累計感染者数・死者数は東南アジア最多。
- 10月後半に新規感染者数が一時的に減少したものの、10月末の連休明け後に再び増加傾向に転じ、11月29日には1日の新規感染者数が初めて6,000人を超えた。
- ジャカルタにおいても、新規感染者数が1,000人を超える日が続いており、感染状況は収束に向かっていない。

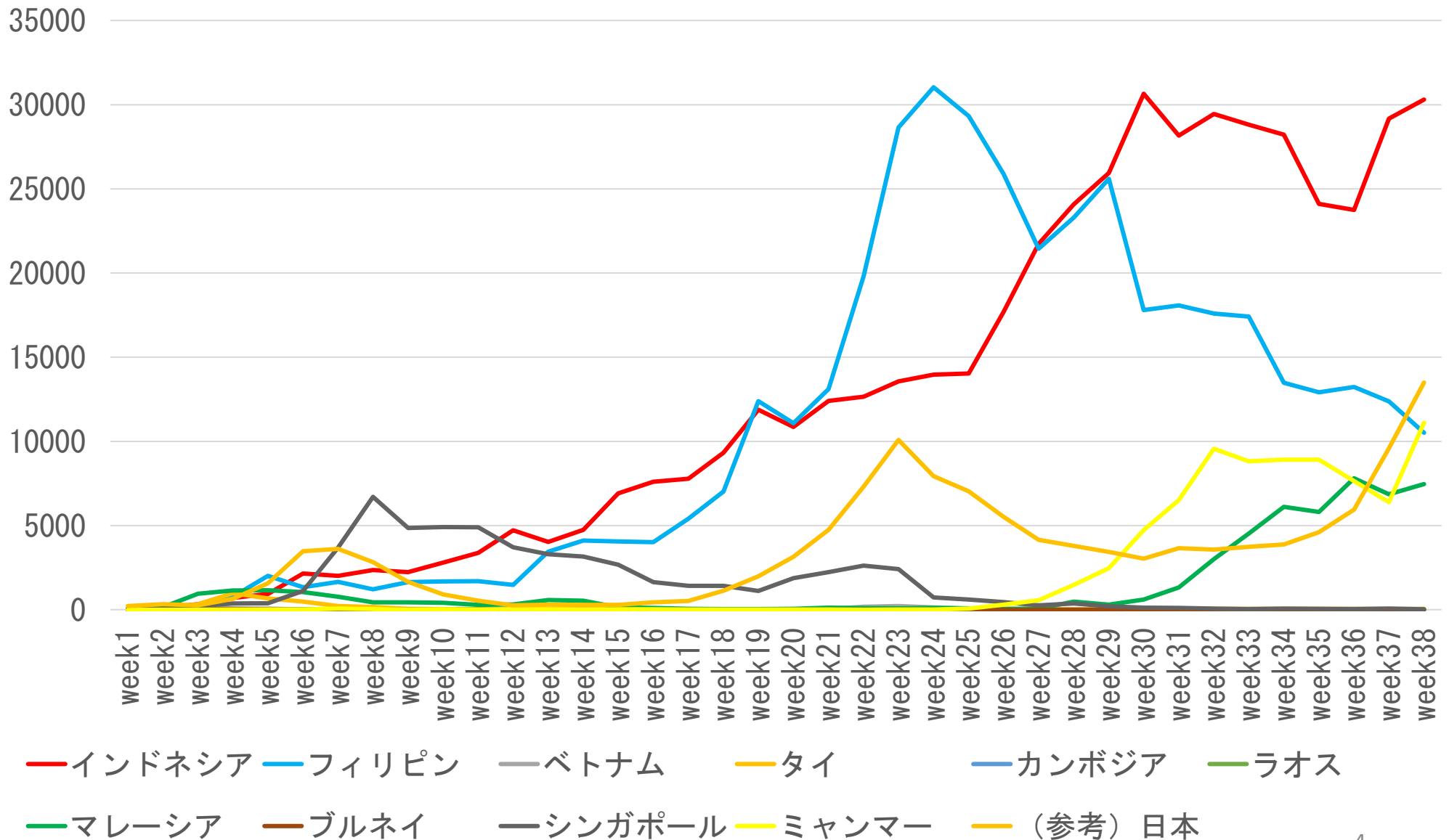
2. インドネシアの感染状況②

新規感染者数の推移（全国・ジャカルタ特別州）（6/5～11/29）



2. インドネシアの感染状況③

1週間あたりの新規感染者数の推移（国別比較、3/1～）



3. インドネシア政府の対応 インドネシアの入国規制の推移

中国人に対する
規制と緩和

- 2/4 法務人権大臣令第3号。中国国籍者に対する査証免除措置・査証発給を一時停止等。
- 2/28 法務人権大臣令第7号。非感染証明書等の条件付きで中国国籍者に対する査証発給を再開。

全外国人に対す
る規制強化

- 3/18 法務人権大臣令第8号。全ての外国人に対する査証免除，VOA等の発給停止。
- 3/31 法務人権大臣令第11号。一部の例外を除き、全ての外国人の入国禁止措置及びトランジット禁止措置。入管業務の停止。

規制の緩和

- 5/12 国外滞在中に滞在許可が失効した外国人に対する救済措置。
- 7/10 「やむを得ない場合の滞在許可」の廃止。国内での滞在許可更新手続きの再開等。

査証・滞在許可
発給の一部再開

- 10/1 法務人権大臣令第26号発出。ビジネス関係者を中心に特定の目的のためにインドネシアを訪問する外国人への査証及び滞在許可発給の一部再開。

3. インドネシア政府の対応

(1) 現在のインドネシアの入国規制の概要①

2-1 「新しい日常への適応期における査証及び滞在許可に関する法務人権大臣令」 2020年第26号の発出

「新しい日常への適応期における査証及び滞在許可に関する法務人権大臣令」2020年第26号（以下、法務人権大臣令2020年第26号）のポイント

(1) 入国規制の緩和

(2) 救済措置の終了

- ・ インドネシア国外滞在中にITAS／ITAP／IMK（再入国許可）が失効した外国人の取り扱いの変更（改めて査証発給の手続きを行うことが必要。）
- ・ 失効した査証または使用されていないテレックス査証の取り扱いの変更（改めて査証発給の手続きを行うことが必要。） ・ ・ ・ 等

3. インドネシア政府の対応

(1) 現在のインドネシアの入国規制の概要②

2-2 法務人権大臣令2020年第26号による入国規制の緩和

(1) 入国規制緩和の概要

- 「法務人権大臣令2020年第26号」により、ビジネス関係者を中心に特定の目的のためにインドネシアを訪問する外国人に対する査証及び滞在許可の発給が一部再開。有効な査証および滞在許可（注）を所持する外国人は、保健プロトコルを満たした上で、入国することが可能。

（注）ここでいう査証及び滞在許可とは、以下のとおり。

（a. 公用査証、b. 外交査証、c. 訪問査証、d. 一時滞在査証、e. 公用滞在許可、f. 外交滞在許可、g. 一時滞在許可（ITAS）およびh. 定住許可（ITAP））

- このほかに、輸送・交通機関の乗務員、APECビジネストラベルカード所持者等もインドネシアに入国することが可能。
- 観光目的の査証発給、査証免除及び到着ビザ（ビザ・オン・アライバル（VOA））の付与については、引き続き停止。

3. インドネシア政府の対応

(1) 現在のインドネシアの入国規制の概要③

2-2 法務人権大臣令2020年第26号による入国規制の緩和

(2) 査証発給の一部再開

■訪問査証が発給される場合

- a. 緊急および急を要する業務を行うため、
- b. 商談を行うため、
- c. 物品購入のため、
- d. 外国人労働者候補の能力審査のため、
- e. 医療および食料支援従事者、
- f. インドネシア国内にある輸送・交通機関に乗務するため

■一時滞在査証が発給される場合

(就労の場合)

- a. 専門人材、
- b. インドネシアの群島水域、領海または大陸棚ならびに排他的経済水域（EEZ）で活動する船舶、浮き装置または設備における業務に従事する者、
- c. 製品の品質管理業務に従事する者、
- d. インドネシアの支社における査察または監査の実施業務に従事する者、
- e. 販売後のサービス（アフターサービス）に従事する者、
- f. 機械の設置と修理業務に従事する者、
- g. 建設事業における一時的業務に従事する者、
- h. 能力審査に従事する外国人労働者候補者

(就労以外の場合)

- a. 外国投資を実施する者、
- b. 家族と合流する者、
- c. 就労しない高齢外国人

3. インドネシア政府の対応

(1) 現在のインドネシアの入国規制の概要④

2-2 法務人權大臣令2020年第26号による入国規制の緩和

(3) 査証発給手続き

■査証申請の方法

- ・ 訪問査証および一時滞在査証の申請は、インドネシアに所在の保証人が、オンライン (<https://visa-online.imigrasi.go.id/>) で必要な申請書類を提出して行うことが可能。
- ・ 訪問査証と一時滞在査証は電子査証 (eVisa) の形で付与され得る。

■査証申請にあたって、追加的に必要とされる書面

※ビジネス目的の場合でも、BKPMからの推薦状は不要に。

a. 新型コロナウイルス非感染証明を含む英文の健康証明書 (注)

(注) 在京インドネシア大使館及び入国管理総局によれば、査証申請時に提出が必要となる健康証明書は、自由書式、査証申請7日前までに発行されたもので、新型コロナウイルス感染症の症状がない旨（フライトに適した健康状態で呼吸器の感染症（発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、呼吸困難）にかかっていない旨）が英語で記載されていればよく、PCR検査結果の記載は不要。当館HPのFAQのA4にサンプル(PDF)を掲載。健康証明書は、査証申請時と入国時にそれぞれ必要である点に注意。

- b. 新型コロナウイルス陽性または疑似症状が生じた場合に政府指定の施設において自費で隔離または治療を受ける用意があることを示す英文の宣誓書、
- c. 自主隔離期間中に健康状態を観察する用意があることの英文の宣誓書、
- d. 健康保険または旅行保険加入証明書、あるいはインドネシアで新型コロナウイルスに感染した場合の治療費等を支弁する用意がある旨の英文の宣誓書

◎訪問査証の発給を申請する場合（ただし、医療および食料支援従事者及び輸送・交通手段の乗務員の場合は除く。）、保証人は、入国者のインドネシア滞在中の生活費を支弁できることを証明するために、金融機関が発行する1万米ドル相当以上の資産証明書を提出しなければならない。

3. インドネシア政府の対応

(1) 現在のインドネシアの入国規制の概要⑤

<インドネシア入国時の留意事項>

従前より、日本からインドネシアへの入国後、各自自宅等宿泊先において14日間の自主的な隔離を行うことが求められており、これに関して変更はありません（PM. 03. 01/Menkes/338/2020）。

査証申請の詳細については、在京インドネシア大使館、または在大阪インドネシア総領事館、インドネシア法務人権省入国管理総局または入国管理事務所にお問い合わせください。

滞在許可の変更・延長の詳細や個別具体的なケース等につきましては、インドネシア法務人権省入国管理総局または入国管理事務所にお問い合わせください。
（当館FAQもご参照ください。）

<関連リンク>

- ・在京インドネシア大使館ホームページ（査証）：<https://kbritokyo.jp/visa/>
- ・インドネシア法務人権省入国管理総局ホームページ：<https://www.imigrasi.go.id/>
- ・入国管理総局Online Visa Application：<https://visa-online.imigrasi.go.id/>
- ・Manual for Online Visa Application：<https://www.imigrasi.go.id/info/area>
- ・入国管理総局Online Stay Permit Application：<https://izintinggal-online.imigrasi.go.id/>
- ・入国管理総局Instagram：https://www.instagram.com/ditjen_imigrasi/
- ・入国管理総局Facebook：https://m.facebook.com/pg/DitjenImigrasi/posts/?ref=page_internal&mt_nav=0
- ・入国管理総局Twitter：https://twitter.com/ditjen_imigrasi
- ・入国管理総局Youtube：<https://www.youtube.com/channel/UCgBMrLLtuI2ULWvWQ4CTY0w>

3. インドネシア政府の対応

(2) ジャカルタ首都圏の大規模社会制限 (PSBB)

ジャカルタ首都特別州における「安全で健康的、生産的な社会」に向けた大規模社会制限

12月6日まで、「安全で健康的、生産的な社会」に向けた移行期の大規模社会制限（第2回目）を実施

■一般的プロトコル

自宅外でのマスク着用、施設の定期的な消毒、事業所でクラスターが発生した場合3日間の閉鎖等。
各業種によって活動時間に制限が設けられている。

■必要に応じた人数で活動・運営が可能

11の基盤産業（①保健・医療、②飲食料品、③エネルギー、④情報通信、⑤金融、⑥物流、⑦ホテル、⑧建設、⑨戦略産業、⑩基礎的サービス、⑪生活必需品）

■最大収容人数の50%での開業・運営が可能

基盤産業以外の事業所、小売市場、商業センター・モール、倉庫業、飲食店、屋内外スポーツ施設、博物館、美術館等

■最大収容人数の25%の人数制限の下で開業・運営が可能

レクリエーション施設、フィットネスセンター、着席する屋内の活動（会議、ワークショップ、セミナー、映画館、結婚式等）、水中・水上の観光・スポーツ等

西ジャワ州における大規模社会制限

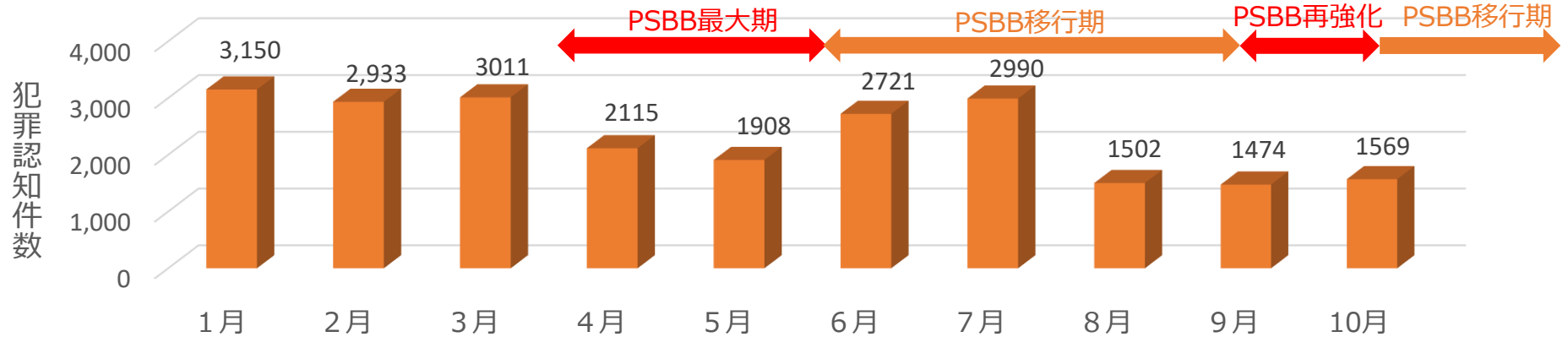
12月23日まで、ボゴール県、ボゴール市、デポック市、ブカシ県、ブカシ市において、段階的な大規模社会制限を実施。各県・市の群、村レベルにおける感染警戒レベルに応じて実施。PSBBの実施や保健プロトコル適用のために、各県知事・市長は、軍・警察と調整。

バンテン州における大規模社会制限

4月18日からタンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市で実施されていた大規模社会制限を、9月7日に同州全域に拡大。12月19日まで実施。規定の詳細は各県知事・市長に一任。

4. ジャカルタ首都圏の治安状況

ジャカルタ首都特別州警察管内の犯罪認知件数(2020年)



邦人の犯罪被害（当館に報告があったもの）

時期	場所	手口・被害内容
1月	ストウール	財布の置き引き被害
	ジャカルタ市内	いわゆる「パンク窃盗」被害
3月	南ジャカルタ	携帯電話のひったくり被害
	中央ジャカルタ	強盗未遂被害
4月	中央ジャカルタ	鞆の置き引き被害
	—	インターネットショッピングサイトを介した詐欺被害
	南ジャカルタ	日系スーパー前での強盗被害
6月	南ジャカルタ	モール内で携帯電話のスリ被害
8月	中央ジャカルタ	携帯電話と財布入りのウエストポーチのひったくり被害
	南ジャカルタ	携帯電話等のひったくり被害
	南ジャカルタ	モール内フードコートで鞆の置き引き被害

その他の治安情勢

- 10月以降、オムニバス法に反対するデモがジャカルタ首都圏を含む全国各地で実施されており、10月8日及び13日に一部で暴徒化



- その後はデモに伴う混乱見られないものの、今後もオムニバス法に反対する学生団体や労働団体等によるデモは散発的に継続する見込み。

まとめ

- ✓ 一般犯罪情勢・テロ情勢は比較的安定。邦人の犯罪被害状況も例年並かそれ以下の水準で推移しているも、物を盗られるスキを見せない等、通常時と同じように外出する際は一般的注意は必要。
- ✓ デモ情勢は流動的、かつ、暴徒化の事前予測が困難。「デモには近付かない」を心がける必要あり。

5. インドネシアの医療状況

(1) 新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの状況

1 ワクチンの調達・時期等

- 当初計画ではワクチン接種開始時期を2021年1月としていたものの、実際には遅れる見込み
- 国産ワクチンの開発を推進するとともに、海外ワクチンメーカーとも協力
- 主に、中国ワクチンメーカー（Sinovac社及びSinopharm社）と協力を進めており、インドネシア国内で臨床試験も実施
- 現在有望とされるModerna社及びPfizer社のワクチンについては、インドネシア国内への導入見通しは不明
- Astrazeneca社のワクチンについては、インドネシア政府によれば導入の余地あり

2 ワクチンの優先接種順位

- 第1優先対象者：医療関係者、国軍・国家警察、法曹関係者
- 第2優先対象者：地域指導者、宗教指導者、経済指導者
- 第3優先対象者：教育関係者
- 第4優先対象者：中央政府関係者、地方政府関係者、立法府関係者
- 第5優先対象者：公的医療保険加入者
- 第6優先対象者：その他

※ 日本人を含む外国人への接種方針については不明

5. インドネシアの医療状況

(2) 感染予防のポイント①：邦人の感染状況

- インドネシアでの邦人の感染者は多くなく、邦人に人工呼吸器が必要となる重症者や死者は発生していない。
- これまで当館で把握している累積の邦人感染者数は、インドネシア全体で30人、うちジャカルタ首都圏は22人である。
- 邦人感染者が多くないのは、一時退避で邦人の絶対数が減っていたこともあるが、邦人社会では手洗い、マスクの着用、3密の回避などの感染予防策が徹底し、節度を持った生活ができていたためだと考えられる。
- これまでに感染した方は、ほとんどが感染経路が不明。邦人が他の邦人に感染させた明らかな例はない。邦人のクラスター(集団感染)もない。
- 感染した邦人は、どこか気づかない場所で、接触のあった誰かから感染した可能性が高く、どんなに注意していても感染をゼロにはできない。
- 感染が高止まりしている状況下では、感染源はどこにでもあり、自分が感染源になることもある、との認識を持ち続けることが重要。

5. インドネシアの医療状況

(2) 感染予防のポイント②：ジャカルタの医療事情

- 新型コロナ以前から、インドネシア医療は重症疾患の治療については問題がある。特に医療従事者の量・質が不十分。
- 新型コロナによって一般診療が圧迫されてはいるのは事実だが、決定的な影響というほどではない。医療崩壊という状態にはない。
- 新型コロナ感染者は無症状あるいは軽症であれば、必ずしも入院とはならず、適切に自己隔離が可能であれば、自宅で経過を見ることも可能。
- しかし、中等度以上の症状があり治療を要すれば（酸素吸入が必要な場合など）には入院が必要となる。現在は邦人が以前から利用していたシロアム、ポンドック・インダやマヤパダなどの私立病院が新型コロナ患者を受け入れている。国の指定病院（公立病院）に入院となった邦人は、流行の初期を除いてほとんどいない。

5. インドネシアの医療状況

(2) 感染予防のポイント③：ジャカルタで感染した時の流れ

■ 新型コロナを疑う症状(発熱、咳、呼吸困難)がある時、または濃厚接触者となった時

- まずは医療機関に電話で相談。日系医療機関は日本語での対応も可。
- 医療機関の指示に従い、必要であればPCR検査を受ける。
- 検査結果が出るまでは、症状が軽度なら自宅待機となることが多いが、もしもの場合に感染を拡げないため他者との接触を断ち、隔離を維持しておくことが必要。

■ PCR検査で陽性が判明した時

- 医療機関の判断により、症状に応じ自宅隔離か入院治療となる。最近は隔離用ホテルも一部で利用可能。強制的に指定病院に入院させられることはない。
- これまで邦人が入院する場合は、シロアム、ポンドック・インダ、マヤパダなど私立病院への入院例が多いが、各病院グループは専用の病院または病床を持っている。
- 病院の空床状況は常に変動しており、把握は困難だが、これまで空床がなく入院できなかった例はない。

5. インドネシアの医療状況

(2) 感染予防のポイント④：ジャカルタでの新型コロナ治療

- 私立病院へ入院した場合、アビガンが投与されることが多く、中等度以上の症例に対しては、回復者血漿療法が施行された例もある。
- ただし、これらの治療は効果が確立しているわけではなく、レムデシビルのように効果が後に否定される薬剤もある。
- 現状で、効果があるとほぼ断定できる薬物は、重症となる恐れのある症例に対するデキサメタゾンのみ。
- 重症となる症例は、多くの場合、発症して1週間程度経った時点で悪化して酸素が必要となり(肺炎が悪化)、その後人工呼吸器装着となっていく。
- インドネシアでは、人工呼吸器による治療は可能だが、ECMOによる治療を受けることはほぼ不可能。これは装置の有無だけではなく、長時間装置を維持管理することのできる、熟練した医療従事者が足りないためである。当分解決されない問題。
- 発症後1週間程度経過した時点で症状悪化がなければ、ほとんどはそのまま回復する。ただし、回復しても、倦怠感・軽度の呼吸困難感・味覚障害などは、月単位で後遺症として症状が残ることがある。

5. インドネシアの医療状況

(2) 感染予防のポイント⑤: 緊急移送の現状

■新型コロナに罹患した場合、国外への緊急移送は不可能ではないが、未だにハードルはかなり高い。

- インドネシア政府は以前は新型コロナウイルス患者の国外移送を認めていなかったが、インターナショナルSOSによれば、8月ごろより実際に国外（オーストラリア、韓国など）への移送を行った例が数例あるとのこと。日本への移送例はまだない。
- 新型コロナの場合、商用機による移送は不可能で、専用の航空機を利用することになる。現状では邦人の場合、移送先は日本に限られる。
- この場合、事前に日本側の受け入れ先病院の確保と入国手続き～病院までの搬送手続き等について、日本側で十分な調整が必要。
- 移送のためには専用機のオペレーション料金のみでおよそ3000～4000万円必要。オペレーションが始まるとキャンセルは不可。
- 新型コロナの場合、軽症～中等度であればほぼ自然回復するが、病状がどの時点で移送の決断をするかについては非常に難しい。

5. インドネシアの医療状況

(2) 感染予防のポイント⑥: ワクチンの現状

- ワクチンについては、現時点で可能性のあるものが世界的には4種類ある。
- それぞれのワクチンについて、臨床試験ではそれなりの効果と安全性が確認されているが、それぞれの試験の規模はあまり大きくなく、現実で大規模に使用が開始された後、問題が発生することはワクチンの世界ではよくあること。
- 特にワクチンの効果がどの程度持続するのかはまったくわからない。
- 今後出てくるかもしれない変異型のウイルスに対する効果も未知。
- 通常のワクチンと異なり、新型コロナワクチンは極低温での保存・運搬が必要（特殊なコールドチェーン）で、このためのインフラ整備も必要となる。
- 実際に使用が始まって、接種には優先順位があり、まずは医療従事者や高リスク者が優先となる。
- ワクチンの開発進展は朗報ではあるが、現時点での過剰な期待は禁物。

5. インドネシアの医療状況

(2) 感染予防のポイント⑦: まとめ

- 現在の感染状況と新型コロナウイルスの性質から、通常健康状態の方であれば、感染防止対策をしっかりと行って節度のある生活をする限り、新型コロナウイルスに感染するリスクは必ずしも高くない。
- それでも感染するリスクは0にならない。感染しない注意とともに、常に自分が感染しているかもしれないという意識を持ち、無用に感染を拡げない注意が必要。
- 仮に感染したとしても、重症化リスクの低い方であれば無症状または軽症で済み、自然に回復、入院する必要はない。
- ただし、感染した場合は他者に感染を拡げる可能性は十分ある。感染判明時にはたとえ無症状であっても、しっかり自己隔離することが必要。
- 高齢者と心血管系の疾患や糖尿病などの持病のある方は、やはり重症化リスクが高く、当地の医療レベルと緊急移送の困難な現状を考慮して、当地への赴任や一時帰国からの帰任は、慎重に検討すべき。

6. インドネシアにおける学校の対面授業再開に向けての動き

11月20日（金）、2020年-2021年後期課程（2021年1月開始）の授業実施のガイドラインに関する4大臣（教育文化大臣、宗教大臣、保健大臣、内務大臣）決定を発表。主なポイントは以下のとおり。

- 従来、学校の対面授業の再開は、感染状況のゾーニングが緑または黄色の地域でのみ許可していたが、今後は感染状況に関わらず、地方政府の裁量により再開を行うことができる（対面授業の一斉再開を求めるものではない）。
- 対面授業再開の検討に際しては、十分な衛生設備の整備や保護者の同意が得られていることが前提となり、これらが充足されてない場合は、引き続きオンライン授業を継続することができる。
- 対面授業を再開する場合でも、以下を遵守すること。
 - ①社会的距離を確保するために、初等中等教育は1クラス18名まで、幼児教育は1クラス5名までとする。
 - ②対面授業再開後の最初の2カ月は、体育、課外活動の実施は認められず、食堂の使用も認められない。

（参考）ジャカルタに所在する各学校の現時点での授業実施の状況

- ・ジャカルタ日本人学校：全面的オンライン授業
- ・チカラン日本人学校：1日おきの分散登校を実施中
- ・ブリティッシュ・スクール・ジャカルタ：全面的オンライン授業（高校の一部のみ11/23の週より登校開始）
- ・オーストラリアン・インディペンデント・スクール：一部分散登校を実施中